



# 上市町地域防災計画（案）

《主な改訂のポイント》



# I. 上市町地域防災計画の改訂について

## 1 はじめに

- 現行の上市町地域防災計画は平成 26 年度に見直しを行っています。
- 昨年令和 3 年 5 月 20 日に施行された改正災害対策基本法により、避難勧告が廃止され市町村が発令する避難情報の変更に伴う改正が行われました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを受け、避難所等における感染症対策や、要配慮者の避難支援に関する対応の充実など、社会情勢の変化を受けた対応策の充実のために今般、計画全般にわたって見直しを行うこととしました。

## 2 上市町地域防災計画について

- 上市町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、上市町防災会議が作成する計画です。
- 町、防災関係機関及び住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。
- 現実の災害に対する対応に即した構成とし、第 1 編の「総則」に続いて、第 2 編を「震災対策編」、第 3 編を「風水害等対策編」、第 4 編を「雪害・事故災害等対策編」のほか、「資料編」で構成しています。

## Ⅱ. 上市町地域防災計画の主な改訂のポイント

### 第1編 総則

#### 第2節 防災の基本方針及び計画の効果的な推進

##### 2 防災の各段階における基本方策

###### (1) 計画的な災害予防対策 (計画書3ページ)

###### <改訂のポイント>

○災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の耐震化の強化、  
○防災の体制づくりを確立するため、災害対応業務のデジタル化の促進等による防災活動体制の整備、○日常から災害に備えるため、過去の災害対応の教訓の共有を図る、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、要配慮者への防災上の措置等追加しました。

###### (2) 迅速で円滑な災害応急対策 (計画書4ページ)

###### <改訂のポイント>

○被災状況に応じた避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、○業務継続性の確保等について追加しました。

#### 第4節 計画の前提条件

##### 2 地形・地質 (計画書12ページ)

##### 4 社会環境の特性とその変化 (計画書13～14ページ)

###### <改訂のポイント>

地形、人口分布等を最新のデータ等へ反映しました。

##### 5 災害の記録

###### (2) 風水害の記録 (計画書14～15ページ)

###### <改訂のポイント>

災害の記録について、平成26年以降の大雪、大雨、強風災害について追加しました。

## 第2編 震災対策編

### 第1章 震災予防計画

#### 第1節 都市の防災化

##### 3 建築物の耐震不燃化の促進

###### (3) 建築物の耐震化

###### ④ 医療施設の耐震化 (計画書 25 ページ)

###### <改訂のポイント>

都市の防災化として、地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、医療施設の耐震化の促進を追加しました。

#### 第2節 都市基盤の安全性の強化

##### 2 土砂災害の防止

###### (3) 防災重点農業用ため池 (計画書 28 ページ)

###### (4) 重要水防箇所及び浸水想定区域等 (計画書 28~29 ページ)

###### (5) 「土砂災害防止法」の推進 (計画書 29 ページ)

###### <改訂のポイント>

都市基盤の安全性の強化を図るため、防災重点農業用ため池、重要水防箇所及び浸水想定区域等、並びに土砂災害防止法の推進に関する記述を追加しました。

#### 第5節 救援・救護体制の整備

##### 3 避難活動体制の整備

###### (1) 避難施設の確保 (計画書 43~44 ページ)

###### <改訂のポイント>

救援・救護体制の整備として、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するなど避難施設の確保や、避難施設が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うなど、難を避ける行動について広く周知に努めること。また、避難所への備蓄品目の追加、動物同伴による

避難施設での対応等追加しました。

#### 4 飲料水、食料及び生活必需品等の確保

##### (3) 生活必需品の確保 (計画書 46～47 ページ)

###### <改訂のポイント>

最低3日間分(推奨1週間分)の世帯人数分の飲料水の確保、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーなどの生活必需品、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄について広く奨励を行うことを追加しました。

#### 13 孤立集落の予防

##### (2) 孤立集落の機能維持 (計画書 50 ページ)

###### <改訂のポイント>

孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な施設、資機材の整備を推進することを追加しました。

### 第6節 防災行動力の向上

#### 1 自主防災組織の強化

##### (3) 企業防災の促進 (計画書 53 ページ)

###### <改訂のポイント>

防災上の配慮を要する方が利用する福祉施設、学校、医療機関に対して避難確保計画の作成並びに計画に基づく避難訓練の実施等を追加しました。

#### 4 要配慮者の安全確保

##### (2) 在宅の要配慮者対策

##### ③ 避難行動要支援者名簿の作成 (計画書 58～59 ページ)

###### <改訂のポイント>

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難行動支援に関して、避難行動要支援者名簿の作成及び発災時における避難支援等関係者への名簿の提供とともに、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画の作成について追加しました。

## 第2章 震災応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の整備

#### 3 上市町災害対策本部の組織

##### (3) 災害対策本部の組織及び分掌事務

##### ② 災害対策本部の業務分担 (計画書 69～73 ページ)

###### <改訂のポイント>

災害対策本部の分掌事務等を組織改編等に伴い担当部署・係等の名称及び業務分担を変更しました。

### 第2節 動員配備

#### 1 動員配備 (計画書 76 ページ)

#### 2 動員配備の伝達

##### (1) 伝達系統 (計画書 77 ページ)

###### <改訂のポイント>

動員配備について、配備体制及び伝達系統図の省略化をしました。

### 第3節 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の収集・伝達活動

##### (4) 被害状況の報告 (計画書 80～81 ページ)

##### (5) 被害状況等報告内容の基準 (計画書 82～84 ページ)

###### <改訂のポイント>

被害状況等報告内容、災害状況認定基準を修正しました。

#### 6 広報及び広聴活動

##### (2) 災害時の広聴活動

##### ④ 住民等からの問い合わせ対応 (計画書 93 ページ)

###### <改訂のポイント>

被災者の安否について住民等から照会があった際には、被災者等の権利利益

を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。また、被災者の中には、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡され危害を受ける恐れがある方が含まれる場合には、その加害者に居所を知られることのないよう当該加害者の個人情報の管理徹底に努めるよう追加しました。

## 第4節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断

災害救助法適用基準 (計画書 94～95 ページ)

#### <改訂のポイント>

災害救助法の適用として、災害救助法適用基準を追加しました。

## 第9節 消防活動

### 4 消防団（消防部）

(1) 組織及び消防力 (計画書 109～110 ページ)

#### <改訂のポイント>

消防活動について、上市町消防団、柿沢・大岩分団が陽南分団へ、併せて団員数を修正しました。

## 第11節 避難活動

### 2 避難の指示及び誘導 (計画書 113～115 ページ)

#### <改訂のポイント>

避難活動について、災害対策基本法改正に伴い避難勧告を避難指示等へ修正しました。



## 第12節 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保

### 1 要配慮者等の安全確保

#### (1) 要配慮者等の安全確保 (計画書 120 ページほか)

#### <改訂のポイント>

要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保については、災害時要援護者を要配慮者等へ名称変更。また、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう個別避難計画の作成等、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努めることを追加しました。



## 第13節 交通規制・輸送対策

### 1 重要道路の確保

- (5) 住民及び各関係機関における交通の確保 (計画書 124 ページ)

#### <改訂のポイント>

交通規制・輸送対策として、震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、町は地震等により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧すること。また緊急通行車両の通行を確保するため、道路区間を指定し、運転者等に対し措置命令を行うよう努めることを追加しました。

## 第15節 廃棄物処理・防疫・衛生対策

### 3 災害廃棄物の処理

- (1) 倒壊家屋等の解体・除去 (計画書 132 ページ)  
(5) 広域的な支援・協力の確保 (計画書 133 ページ)

#### <改訂のポイント>

廃棄物処理・防疫・衛生対策として、倒壊家屋等の解体・除去、廃棄物処理のため、各処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努めることを追加しました。

### 5 保健衛生対策

- (2) 保健活動  
① 被災者に対する保健相談 (計画書 134 ページ)

#### <改訂のポイント>

保健衛生対策として被災者に対する健康相談を行う際に、新型コロナウイルス等の感染症の予防について追加しました。

## 第3章 震災復旧計画

---

### 第1節 民生安定のための緊急対策

#### 4 被災者生活再建支援金の支給

##### (2) 支給対象世帯 (計画書 165 ページ)

###### <改訂のポイント>

民生安定のための緊急対策について、被災者生活再建支援金の支給内に新たに中規模半壊世帯区分を追加しました。

#### 7 離職者に対する生活資金の支援の周知

##### (2) 総合支援資金の融資 (計画書 167 ページ)

###### <改訂のポイント>

災害により被害を受けた離職者に対する融資制度である総合支援資金の融資内容について修正しました。

### 第3節 公共土木施設等の災害復旧

#### 3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用

##### (1) 特定大規模災害時における代行制度の活用 (計画書 171 ページ)

##### (2) 町道 (計画書 171 ページ)

###### <改訂のポイント>

公共土木施設等の災害復旧について、大規模災害時等における災害復旧事業の国及び町道に関する県による代行制度の活用について追加しました。

## 第3編 風水害等対策編

---

### 第1章 災害予防計画

---

#### 第7節 防災営農体制の確立

##### 3 育苗施設及び園芸施設 (計画書 181 ページ)

##### 5 林産物 (計画書 181 ページ)

<改訂のポイント>

防災営農体制の確立について、農業用ハウスにおける対策や、林産物における立木伐採についての対策を追加しました。

## 第2章 災害応急対策計画

### 各節 (計画書 185～202 ページ)

<改訂のポイント>

- 各種統計データ等の計画記載データを最新の状態に更新しました。
- 町の防災関連計画の改訂・策定に伴う計画への反映を行いました。

### 第3節 気象予警報の伝達

#### 1 気象に関する警報等の種類及び発表基準 (計画書 192～198 ページ)

<改訂のポイント>

気象に関する基準変更に対応した修正及びデータの更新を行いました。

### 第11節 避難活動

#### 1 避難の準備・指示及び誘導 (計画書 201～202 ページ)

<改訂のポイント>

避難活動について、昨年5月に改正された災害対策基本法により、避難準備・高齢者等避難開始を高齢者等避難へ、避難指示・避難勧告を避難指示へ、災害発生情報を緊急安全確保へそれぞれ修正しました。

### 第22節 火山応急対策 (計画書 207 ページ)

<改訂のポイント>

本町は、火山応急対策として、弥陀ヶ原火山防災協議会に加盟していることから、当該協議会との連携強化に関する記述を追加しました。

## 第4編 雪害・事故災害対策編

---

### 第1節 雪害対策計画

#### 2 災害応急対策

- (1) 雪等に関する予警報の種類及び発表基準 (計画書 217～218 ページ)

##### <改訂のポイント>

雪等に関する予警報の発表基準を修正しました。

### 第4節 原子力対策

#### 2 応急活動体制の整備

- (5) 屋内退避 (計画書 229～230 ページ)  
(6) 退避及び一時移転 (計画書 229～230 ページ)

##### <改訂のポイント>

原子力災害発生時への対策として屋内避難、退避及び一時移転並びにその基準に関する記述を追加しました。

## 第5編 資料編

---

##### <改訂のポイント>

資料編については、町内外関係機関等の名称・所在地等の変更に伴う修正を行いました。各種統計データ等により最新の状態に更新するとともに、資料40として要配慮者利用施設一覧を新たに追加記載しました。

## Ⅲ. 上市町地域防災計画の追加改訂について

### 全体修正

- 機関名、所在地等修正しました。
- 株式会社表示を（株）大文字へ統一しました。

## 第2編 震災対策編

### 第1章 震災予防計画

#### 第1節 都市の防災化

##### 3 建築物の耐震不燃化の促進

###### (3) 建築物の耐震化 (計画書 25 ページ)

- 緊急通行確保を緊急輸送確保へ記載修正しました。追加修正にて確保を削除しました。以下記載箇所同様

#### 第2節 都市基盤の安全性の強化

##### 1 公共土木施設等の耐震性強化

###### (1) 道路・橋梁・鉄道の耐震性強化 (計画書 27 ページ)

- 緊急通行確保を緊急輸送確保へ記載修正しました。

#### 第4節 防災活動体制の整備

##### 6 緊急輸送活動体制の整備

###### (1) 緊急輸送確保路線の整備 (計画書 36～38 ページ)

- 緊急通行確保路線の追加
  - 第一次緊急通行確保路線 一般県道上市・水橋線
  - 第二次緊急通行確保路線 主要地方道富山・立山・魚津線

緊急通行確保を緊急輸送確保へ記載修正しました。

## 第6節 防災行動力の向上

### 4 要配慮者の安全確保

#### (2) 在宅の要配慮者対策 (計画書 58 ページ)

- 難病患者を難病患者及び小児慢性特定疾病児童等へ記載修正しました。

#### 要配慮者の種類別の防災知識の周知 (計画書 61 ページ)

- ケアマネージャーをケアマネジャーへ記載修正しました。

## 第2章 震災応急対策計画

### 第13節 交通規制・輸送対策

#### 1 重要道路の確保

#### (4) 緊急通行確保路線の応急措置 (計画書 123~124 ページ)

- 緊急通行確保を緊急輸送確保へ記載修正しました。

### 第20節 ライフライン施設の応急復旧対策

#### 1 災害発生時の連絡体制

#### 2 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報 (計画書 145 ページ)

- 該当事業者名を下部に移動記載しました。

## 第3編 風水害等対策編

### 第1章 災害予防計画

#### 第4節 防災活動体制の整備

#### 3 水防用観測施設等の整備 (計画書 177 ページ)

- 上市町水防計画に合わせ、栃津川、浦田、流観橋を追加、各水位観測所はん濫危険水位及び種類にカメラを追加、所管事務所を欄外に表記しました。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第2節 水防活動

#### 2 水防活動 (計画書 187 ページ)

- 水防通信情報連絡表 高度情報通信ネットワーク電話番号修正しました。

## 第5編 資料編

#### 資料1 防災関係機関一覧表 (資料編 1 ページ)

- 機関名、所在地、電話番号修正しました。
- 株式表示を(株)大文字へ統一しました。以下表示資料同様。

#### 資料8 災害時における上市町と郵便局間の協力に関する協定書

(資料編 10 ページ)

- 資料 47 災害時応援協定先一覧へ標記により削除しました。以後資料番号を繰り上げました。

#### 資料30 診療施設等一覧 (資料編 40 ページ)

- 廃業施設を削除しました。

#### 資料38 避難施設一覧 (資料編 46~47 ページ)

#### 資料39 避難施設別地区割り(予定) (資料編 48~49 ページ)

- 山加積公民館・大岩コミュニティーセンターは土砂災害警戒区域内施設のため、土砂災害区域エリアの表示及び注意喚起を追加しました。
- 避難施設別地区割り(予定)備考欄へ土砂災害警戒区域内施設標記を追加しました。

#### 資料47 各種防災情報に関する主なホームページ URL 一覧

(資料編 63 ページ)

- 各種防災情報に関する主なホームページ URL を追加記載しました。

○ その他 本編に資料編〇〇頁と記述されている資料について、本編の記載頁を追加記載しました。